

申27号



人事・賃金制度の見直しに関する 第2次説明交渉 第5回目 ①

8月4日、「人事・賃金制度の見直しに関する第2次説明」の第5回交渉を行いました。項目は、一般社員の人事制度について第21項～第31項を議論しました。(第27・28項は議論済)各系統・各職場における統務職の役割や課題付与のあり方、運車職場における統務職と主務職の指導担当・教導運転士の関係、統務職が職場で行う人材育成方法など、1つ1つの疑問点を明らかにしながら、議論を深めていきます。

確認事項 ~詳細は交渉のポイントをご覧ください!~

- ◇第21項 運車職場における統務職・主務職の指導担当の役割と業務内容について
- ◇第23項 教導運転士は統務職が望ましいとする根拠について

- ・統務職も主務職も担当業務は同じ。職名による差はない。
- ・統務職は担当業務+管理者の補佐・補助の役割が付与される。
- ・人によって付与される役割は異なる。具体的な役割は、
育成計画プランニングや指導レベル向上、職場活性化、安全・CS活動の推進役、
業務改善、よき職場づくり...など
職場のフォアマンとして管理者の補佐をすること。指導担当は統務職が望ましい。
- ・統務職にはプラスαの仕事をしてもらうが、業務量が増えるわけではない。
時には超勤もあいえるが物理的にできる範囲でやってもらう。
- ・制度移行時は、統務職と主務職が混在するが、支障がでるような上下関係はない。
- ・事故発生時、聞き取りは管理者が行う。統務職の関わり方は職場の状況による。
- ・統務職の指導担当と本線運転士では、必ずしも同じ課題は付与されない。人を見ながら与えていく。
- ・指導担当や教導運転士=統務職限定ではない。主務職がなることもある。
- ・ライフサイクル深度化で駅から戻ってきた人が、すぐに指導担当になるわけではない。運輸のフロを差し置いて別の人が指導担当になる場合もある。

- ◇第22項 統務職の運転士は「ライフサイクル深度化」の対象になるのか

- ・統務職も、ライフサイクル深度化の対象となる。
- ・現行でも、指令員や指導担当を除き、助役職試験合格者もライフサイクルの対象となっている。